

中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る法人事業税の減免取扱要領（平成 21 年 10 月 15 日付 21 主課指第 75 号）の主な改正点について

令和 5 年 4 月 1 日

- ・ 少額減価償却資産として取得価額の全額を損金算入した設備について、令和 2 年度税制改正前の条文に注釈を追記しました。
- ・ 導入推奨機器指定等に係る都の所管局が変更となったことを受け、申請様式の局名の記載を修正しました。

令和 4 年 4 月 1 日

- ・ 対象設備のうち他の優遇措置の適用を受けた設備について、令和 3 年度の税制改正で廃止された特別償却又は法人税額の特別控除に注釈を追記しました。
- ・ 令和 4 年 4 月 1 日より地球温暖化対策報告書等がオンラインで提出可能となったことを受け、提出書類についての記載を見直しました。

平成 31 年 4 月 1 日

申請様式の前号表記を削除しました。

平成 28 年 9 月 9 日

減免限度額の計算の基礎となる法人事業税額について、特定寄附金税額控除額（地方創生応援税制）の控除後の金額とすることを明記しました。

平成 27 年 4 月 1 日

- ・ 指定地球温暖化対策事業所相当事業所について明記しました。
- ・ 他の優遇措置の適用を受けた設備について、都の助成を受けた設備は対象設備とはならない旨を明記しました。

平成 23 年 4 月 1 日

- ・ 報告書等の提出の対象とならない事業所等について明記しました。
- ・ 「中小企業者向け省エネ促進税制による促進税制による法人事業税の減免額に関する計算書」(法人事業税減免様式その 1) 及び「地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが提出できない場合の書類」(法人事業税減免様式その 3) を改正しました。

平成 22 年 7 月 1 日

- ・ 平成 22 年 4 月 1 日付で施行された「東京都中小規模事業所省エネ促進・クレジット創出プロジェクト」に係る助成を受けた設備を減免の対象設備から除外しました。
- ・ 法人税法第 64 条の 2 に規定するリース資産の取扱いについて明記しました。
- ・ 取得設備に係る消費税の取扱いについて明記しました。

平成 22 年 3 月 24 日

- ・ 減免申請に係る様式を定めました。
- ・ 減免の不許可基準及び取消基準を明記しました。
- ・ 減免未済額がある場合の減免申請手続を明記しました。